平成２３年（フ）第１５１８号
北海道石狩市花川南１条３丁目189番地
債務者　樋口さやか（旧姓大高）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２５号
札幌市西区発寒１条２丁目１番20号　シャトレ満６号
債務者　安達　優希
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２９号
札幌市北区太平７条５丁目２番５号　マウンテンビル203号
債務者　花田　律子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５８５号
札幌市北区新琴似９条７丁目６番１号　アーバンハイツ102号
債務者　佐々木紀雄
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４号
岩手県奥州市江刺区西大通り６番５号　サンコーポラス江刺１号棟105号室、旧住所岩手県奥州市江刺区広瀬字下日向49番地１
債務者　菊池　　力
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第５８号
福島県会津若松市河東町南高野字葉山57番地
債務者　外山　賢一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
福島県喜多方市字小田付道下7104番地１　大善荘第１アパート２号室
債務者　小田切幸子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
群馬県高崎市箕郷町生原1758番地　タキノアパートＥ棟
債務者　青木　真規
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８５号
群馬県高崎市箕郷町生原1758番地　タキノアパートＥ棟
債務者　青木　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３８０号
埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸847番地128
債務者　佐藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４２９号
埼玉県川越市大字今福461番地２　田園ハイツ３―503号室、前住所埼玉県川越市今成２丁目６番地24　フォーブル川田201号室
債務者　小貫　三晴
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２６５号
埼玉県比企郡ときがわ町西平2412番地11
債務者　大野　拓也
1　決定年月日時　平成23年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２６２号
新潟市西区坂井東５丁目３番13号、前住所新潟市西区寺尾東３丁目15番５号　コーポ寺尾201号
債務者　竹田　一正
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８６号
新潟市中央区本間町３丁目2665番地　グレイスコート302号
債務者　大平美智子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９９号
新潟市西区五十嵐中島４丁目22番56号
債務者　加藤　美佐
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９２号
岐阜県多治見市松坂町４丁目８番地の207、従前の住所岐阜県恵那市山岡町馬場山田1497番地
債務者　宇野美也子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９６号
岐阜県多治見市太平町６丁目74番地　マリージュ21―３Ｄ
債務者　大古久美子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部